

令和4年11月30日 開会
令和4年11月30日 閉会

令和4年 第2回

砂川地区保健衛生組合議会定例会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和4年 第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会

令和4年11月30日(水曜日)

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第3号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて

日程第8 報告第1号 事務報告書の提出について

日程第9 報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

三本 英司 議員

笹木 笑子 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 11月30日 至 11月30日 1日間

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第3号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて

日程第8 報告第1号 事務報告書の提出について

日程第9 報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○出席議員（9名）

議長 水島美喜子
副議長 笹木笑子
議員 柴田一孔
三本英司
奥山光一
増井浩一
下山則義
石川正人
柴田典男

○欠席議員（1名）

川畑智昭

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組 合 長 善 岡 雅 文
監 査 委 員 栗 井 久 司

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 組 合 長 湯 浅 克 己
事 務 局 長 河 原 希 之
事 務 局 次 長 増 井 稔 美

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長 山 形 讓

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 主 幹 青 野 英 樹

開会 午前9時53分

◎開会宣告

○議長

これより令和4年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

議員の欠席、遅参報告について、事務局から報告させます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

ご報告申し上げます。川畑智昭議員から、議長に欠席の届出がありましたので報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として三本英司議員及び笹木笑子議員を指名いたします。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会は、11月30日、1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は11月30日、1日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長

日程第3、主要行政報告を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長。

○事務局長

それでは、令和4年4月以降の保健衛生組合の主要行政について、ご報告申し上げます。

1. 総務関係では、衛生組合定期監査、令和3年度組合会計決算審査及び例月出納検査につきましては、記載の日程で実施されたところであります。

2. 共同事務であります。はじめに、火葬場施設に関する事務について「吉野斎苑」の火葬炉・動物炉の使用状況について、本年4月から9月までの状況につきましては、遺体が269件、死胎・その他については3件、動物が279件であり、前年度との比較につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

ごみ処理施設に関する事務では、「クリーンプラザくるくる」への、ごみ搬入状況についてであります。可燃ごみから資源ごみ及び危険ごみまでの搬入量は、合計欄の最下欄に記載のとおり、合計で482万8,550kgであり、前年度と比較して13万6,070kgの減、対前年比では97.26%であります。

続きまして、中・北空知エネクリーン可燃ごみ搬送量につきましては、313万7,690kgであり、前年度と比較して3万5,930kgの減、対前年比では98.87%であります。なお、「クリーンプラザくるくる」への、可燃ごみ合計282万9,480kgとの差につきましては、不燃ごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみを再分別した結果、可燃ごみに加えたことによるものであります。

以上、申し上げます。主要行政報告といたします。

◎日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第4、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを課題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

改正の理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の趣旨を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等、育児と仕事の両立支援を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページは、砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ですが、説明にあたりましては、5ページ、議案第1号 附属説明資料新旧対照表により説明申し上げます。左が現行、右が改正後で改正部分にはアンダーラインを表示しております。

はじめに、第2条の改正で、第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「(以下「1歳6

か月到達日」という。)」の次に「(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から「6月」を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)」を加え、同号イを、「次のいずれかに該当する非常勤職員」(ア)「その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」(イ)「その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」に改め、同号ウを削るものであります。

次に第2条の3の改正で、第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号に新たにアとして「当該非常勤職員が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」に関する規定を加え、次ページ同条第3号に新たに、エとして「当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日後の期間において、この号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合」に関する規定を加えようとするものであります。

次に第2条の4は全部改正で、見出しを「育児休業法第2条第1項の条例で定める場合」とし、新たに1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員にかかる育児休業の取得要件に関する条項を定めようとするものであります。

次に第3条の見出し中「再度の育児休業をすることができる」を「育児休業法第2条第

1項ただし書の条例で定める」に改め、同条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、次ページ、同条第5号を削り、同条第6号を第5号とし、第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が」を「ものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い」に、「再度任用されることに伴い、当該再度任用される日」を「当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に新たに第3条の2として、「育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。」規定を加えようとするものであります。

次に第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めるものであります。

次ページ、次に附則ですが、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第5、議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長

○事務局次長

議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定であります。説明に当たりましては、5ページ、議案第2号附属説明資料No.1新旧対照表により説明申し上げます。左が現行、右が改正後で改正部分には、アンダーラインを表示しております。

はじめに第1条改正であります。勤労手当の改正で、第20条第2項中「100分の95」を「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」に改め、同条第3項を「前項の規定にかかわらず、再任用職員の勤労手当の額は、基準日現在の給料月額に、6月に支給する場合においては、100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額の範囲内において任命権者が定める額とする」に改めるものであります。

次に、第2条改正であります。第1条で改正された勤労手当の改正で、第20条第2項中「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の100」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の47.5」に改めるものであります。

次に附則ですが、第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。第2項は経過措置に関する規程で第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「新条例」という。）、の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

3ページから4ページには別表と、7ページから14ページまで議案第2号附属説明資料No.2新旧給料比較表を添付しておりますのでご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長

日程第6、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

専決処分年月日は、令和4年6月8日であります。

専決処分の理由であります。上川中部福祉事務組合が新たに加えることに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について協議するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決により協議を要するものであるが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該規約の一部変更を専決処分したので承認を求めます。

裏面をお開き願います。専決処分書になります。

3ページは、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約であります。説明にあたりましては4ページの議案4号附属説明資料新旧対照表によりご説明いたします。左が現行、右が変更後で変更部分にはアンダーラインを表示しております。別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

附則は、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第3号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求
めることについて

○議長

日程第7、議案第3号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求
めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長

○事務局次長

議案第3号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、
別冊の令和3年度保健衛生組合会計歳入歳出決算書をご覧願います。1ページをお開き願
います。決算の概要を申し上げます。

はじめに、一般概要について、当初予算は3億6,166万円を計上、途中100万8
千円の増額補正を行い、最終予算額は3億6,266万8千円となりましたが、決算額は
3億5,711万331円、執行率98.5%となり、予算に対して555万7,669円
の減額となったところであります。次に、歳入についてであります。内訳は、分担金及
び負担金2億8,479万1,685円で構成比79.8%、使用料及び手数料6,297
万7,820円で構成比17.6%、諸収入934万826円で構成比2.6%となったと
ころであります。なお、歳入の分担金は、各市町にかかる火葬場・ごみ処理施設につい
てはそれぞれ負担を求め、また共同で処理する事務に要する経費は、所定の負担割合に基
づいて負担を求めたところであります。内訳は、砂川市1億5,934万6,259円、奈
井江町4,729万9,714円、浦臼町1,990万1,900円、歌志内市3,05
7万4,476円、上砂川町2,766万9,336円となったところであります。

次に、歳出ですが、内訳は、議会費6万4,290円、総務費60万9,880円で構
成比0.2%、保健衛生費3億5,643万6,161円で構成比99.8%となったとこ
ろであります。なお、保健衛生費の内訳は、火葬場費5,769万7,421円で構成比
16.2%、ごみ処理施設費2億9,873万8,740円で構成比83.8%となったと
ころであります。

2ページをお開き願います。

歳入歳出決算書であります。歳入、1款、分担金及び負担金、1項、分担金予算額3
億88万5,000円に対して収入済額2億8,479万1,685円となり、差額の1,
609万3,315円につきましては、構成市町にそれぞれ精算還付をしたところであり

ます。その結果ですが、28ページをお開き願います。実質収支に関する調書のとおり、歳入総額、歳出総額ともに3億5,711万331円、歳入歳出差引額は0円となったところであります。

次に、組合の財産についてであります。財産に関する調書といたしまして、32ページから33ページに記載しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

つづいて監査委員の審査意見の報告を求めます。

(監査委員挙手)

監査委員。

○監査委員

それでは、私の方から砂川地区保健衛生組合決算の審査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度砂川地区保健衛生組合会計歳入歳出決算書、同附属書類及び財産に関する調書に対する決算審査意見を申し上げます。

決算審査意見書の2ページをご覧ください。決算審査は、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて行った結果、計数は正確であり予算執行も適正に処理されていることを認めたとところであります。

令和3年度の歳入歳出予算額3億6,266万8千円は、当初予算額3億6,166万円を100万8千円増額補正したもので、歳入歳出の決算額は3億5,711万331円執行率98.5%となり、555万7,669円の不用額を生じたところであります。決算額を前年度と比較すると歳入歳出で5,165万4,966円16.9%増加しております。増加した主な理由は、歳出で保健衛生費のごみ処理施設費のごみ処理施設管理費が増加したことによるものであります。また、不用額の主なものは、火葬場費及びごみ処理施設管理費の需用費とごみ処理施設管理費の委託料であります。

当組合は、構成市町の理解と協力のもとに運営され、関係職員により適正に事務処理されておりますが、今後とも効率的な事業運営を望み決算審査意見といたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定されました。

◎日程第8 報告第1号 事務報告書の提出について

○議長

日程第8、報告第1号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

事務報告書についてご説明申し上げます。

令和3年度砂川地区保健衛生組合事務報告書、1ページ、令和3年度吉野斎苑利用状況(火葬炉)についてご説明申し上げます。下段合計欄の中ほど、小計でご説明いたします。死体につきましては、13歳以上611体、13歳未満利用なし、合計611体の火葬を行いました。そのうち構成市町外から13歳以上36体の火葬がありました。市町別の内訳は記載のとおりであります。その他の火葬についてであります。死胎・胞衣・身体の一部につきましては、利用がなく、死体の合計は611件、使用料合計は1,326万3,500円であります。

2ページ、令和3年度動物炉使用件数についてご説明申し上げます。4月から3月までの計の欄でご説明いたしますが、砂川市336件、歌志内市33件、上砂川町41件、奈井江町31件、浦臼町42件、右下に記載の、合計483件であり、使用料合計は264万5,480円であります。

3ページ、令和3年度クリーンプラザくるくる 一般廃棄物受入搬入状況についてご説明申し上げます。4月から3月末の稼働日数は311日間であります。各市町の右手、合計の欄でご説明いたします。燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみ・危険ごみ、合計で、砂川市587万570kg、奈井江町133万8,790kg、浦臼町48万2,260kg、歌志内市84万7,120kg、上砂川町74万1,910kg、合計928万650kgの受入搬入となっております。

以上、令和3年度砂川地区保健衛生組合事務報告の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で事務報告を終わります。

◎日程第9 報告第2号 定期監査報告
報告第3号 例月出納検査報告

○議長

日程第6、報告第2号定期監査報告並びに、報告第3号例月出納検査報告を一括議題といたします。

定期監査報告並びに、例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第2号、報告第3号の質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号定期監査報告並びに、報告第3号例月出納検査報告を終わります。

◎閉会宣告

○議長

以上で日程の全てを終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会を閉会いたします。

たいへんご苦勞様でございました。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年11月30日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員